

県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和4年度（2022年度）使用教科用図書の採択について

のことについて、別紙のとおりとする。

（提案理由）

県立学校における教科用図書採択の基本方針に基づき、教科書採択委員会から報告された県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和4年度（2022年度）採択希望教科用図書について、令和4年度（2022年度）使用教科用図書として採択する必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（H20.4.1施行）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（12）県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択

●県立学校における教科用図書採択の基本方針（平成27年6月改正）

3 教科用図書の採択の方法

（3）教科用図書の採択

イ 教科書採択委員会は、各県立高等学校及び特別支援学校から提出された資料等を基に採択希望教科用図書を審議し、その結果を教育委員会に報告する。

ウ 教育委員会は、県立学校において使用する教科用図書について審議し、採択する。